

民間活力の活用に係る具体的業務 の取組方針について

平塚市

平成30年3月26日

企画政策部企画政策課

民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について

1	概要	1
2	目的	1
3	検討の視点	2
4	検討結果	2
5	各業務の方向性	5
	（1）窓口業務（市民課）	5
	（2）介護認定業務（介護保険課）	6
	（3）保育園給食調理業務（保育課）	7
	（4）保育園修繕等（保育課）	8
	（5）ごみ収集業務（循環型社会推進課）	9
	（6）小動物処理業務（循環型社会推進課）	9
	（7）遠藤原最終処分場管理業務等（環境施設課）	10
	（8）公園管理業務（みどり公園・水辺課）	11
	（9）大会運営補助業務等（総合公園課）	12
	（10）道路維持管理業務（道路管理課）	13
	（11）下水道管渠維持管理業務（下水道整備課）	14
	（12）学校用務業務（教育総務課）	15
	（13）学校給食単独調理場業務（学校給食課）	16
	（14）公民館修繕対応業務等（中央公民館）	17
	（15）図書館業務（中央図書館）	18
	（16）移動図書館業務（中央図書館）	20
6	今後の見直しについて	21

1 概要

今後、人口減少による影響は避けられず、生産年齢人口の減少による税収の低下や高齢化率の上昇、高齢人口の増加による社会保障費等の増大、行政サービスの多様化・高度化等への対応等に向けて、全国各自治体において積極的な民間活力の導入が進められている。本市においても、人口減少社会への順応に向けた取組の早期着手が喫緊の課題であり、新たな行政サービスへ対応し、持続可能な行政サービスを提供し続けるには、より一層の効率化や経費の節減を進める必要がある。

今回、検討対象である平成 27 年 10 月 26 日に策定した「民間活力の活用に係る具体的業務の方向性について」に掲げた業務では、民間活力を活用している先進自治体の取組から効率化が図れる可能性があるため、2 年間の検討期間を設定し、中長期的な視点による民間委託の導入を前提として検討し、方向性を示すこととした。

2 目的

限られた資源による効率的な行政運営に向けて、市で直接実施すべき業務であるか、その必要性を検証し業務の見直しを図る。また、民間で実施した場合の効果を検証した上で、民間活力の積極的な活用を図る。民間ノウハウの活用による市民サービスの向上、市場での競争によるコストの削減、地元企業の活用による地域経済の活性化等を推進する。

3 検討の視点

次の3つの視点から、民間活力の活用の可能性を検討し、方向性を示すものとする。検討に当たっては、先進自治体の取組や市民、納税者、非受益者、民間事業者目線を踏まえて検証する。

① 適正な業務執行の確保

市民サービスの公平性の確保、個人情報等の機密保持、緊急時の対応など、市として、適正な業務が確保されるかについて検討する。

② 現状サービス水準の質の維持及び確保

民間活力の活用によって市民サービスの低下がないか、現在のサービス水準を維持することができるかを検討する。

③ 民間活力の導入による効果

直営と民間活力を導入した場合のコストを比較し、導入による費用対効果を検証する。

4 検討結果

(1) 方向性

「民間活力の活用に係る具体的業務の方向性について」に掲げた16業務について、業務委託又は指定管理者制度等の導入(以下「業務委託等」という。)を検討した結果、9業務で民間活力を活用する方向性とした。

なお、「民間活力の活用に係る具体的業務の方向性について」に掲げた業務のうち、「保育園(保育課)、幼稚園(教育総務課)」については、「公立幼稚園・保育園再編等事業」として15園から8園へ見直す方向性として決定済みであることから、当方針の対象外とし、当初の17業務から16業務を対象とする。

【業務委託等】

	業務名
1	(1) 窓口業務 (市民課) ※1
2	(2) 介護認定業務 (介護保険課) ※1
3	(3) 保育園給食調理業務 (保育課)
4	(4) 保育園修繕等 (保育課) ※2
5	(5) ごみ収集業務 (循環型社会推進課) ※1
6	(6) 小動物処理業務 (循環型社会推進課)
7	(10) 道路維持管理業務 (道路管理課) ※1
8	(13) 学校給食単独調理場業務 (学校給食課)
9	(15) 図書館業務 (中央図書館)

※1：業務の一部へ業務委託等を導入

※2：花水台ハイムの廃止により、業務名を「保育園修繕等」、所管課を「保育課」へ変更

【当面直営】

	業務名
1	(7) 遠藤原最終処分場管理業務等 (環境施設課)
2	(8) 公園管理業務 (みどり公園・水辺課)
3	(9) 大会運営補助業務等 (総合公園課)
4	(11) 下水道管渠維持管理業務 (下水道整備課)
5	(12) 学校用務業務 (教育総務課)
6	(14) 公民館修繕対応業務等 (中央公民館)
7	(16) 移動図書館業務 (中央図書館)

(2) 効果

民間活力を活用する方針とした各業務において、業務委託等の導入により、削減が可能と見込まれる職員数（正規職員・再任用職員）は次のとおりである。削減は、1・14・15の業務（網掛け）は事務職員が対象であり、それ以外は現業職員が対象である。

なお、削減数は、本検討により、業務体制等の見直しや正規職員から再任用職員や嘱託職員へ切り替える業務による削減を含む。

【削減職員数】

(単位：人)

	業務名	職員数 ^{※1}	削減数	
1	(1) 窓口業務（市民課） ^{※2}	20	7～8	
2	(2) 介護認定業務（介護保険課）	2	2	
3	(3) 保育園給食調理業務（保育課）	17	17 ^{※3}	
4	(4) 保育園修繕等（保育課）	1	1	
5	(5) ごみ収集業務（循環型社会推進課）	137	42 ^{※3,4}	
	(6) 小動物処理業務（循環型社会推進課）			
6	(7) 遠藤原最終処分場管理業務等（環境施設課）	2	0	
7	(8) 公園管理業務（みどり公園・水辺課）	12	0	
8	(9) 大会運営補助業務等（総合公園課）	8	0	
9	(10) 道路維持管理業務（道路管理課）	23	12 ^{※5}	
10	(11) 下水道管渠維持管理業務（下水道整備課）	8	0	
11	(12) 学校用務業務（教育総務課）	53	9 ^{※6}	
12	(13) 学校給食単独調理場業務（学校給食課）	25	25	
13	(14) 公民館修繕対応業務等（中央公民館）	1	0	
14	(15) 図書館業務（中央図書館） ^{※2}	<中央図書館>	14	0～3
		<地区図書館>	13	8～12
15	(16) 移動図書館業務（中央図書館） ^{※7}	3	0	
		【合計】事務職員	15～23	
		【合計】現業職員	108	

※1：平成28年4月1日時点

※2：今後、業務委託等の対象業務の精査や導入後の業務体制の再編等により、削減職員数を決定する。

※3：平成29年度から先行して業務委託を導入した削減職員数を含む。

※4：平成35年度までの業務委託による削減職員数とする。

※5：業務体制の見直しによる削減を含む。

※6：再任用職員・嘱託職員への切り替えによる削減

※7：事務職員2人、現業職員1人で実施していたが、現在は現業職員の退職により、事務職員2人と嘱託職員で実施（事務職員は他業務も兼務）

5 各業務の方向性

(1) 窓口業務（市民課）

本業務は、証明書を発行する「証明窓口」、「郵送業務」、住民異動及び戸籍の届出を受け付ける「市民異動窓口」、個人番号カードを交付する「個人番号カード交付窓口」である。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
「証明窓口」、「郵送業務」、「個人番号カード交付窓口」（以下「証明窓口等」という。）は、業務委託を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
<p>近年、国によりアウトソーシングが推進されていることから、先進自治体では導入が進んでおり、市民サービスの向上や経費の削減等の効果が生じている。</p> <p>本市においても、業務委託により民間ノウハウの活用による待機時間の短縮等の効果が期待できるだけでなく、嘱託職員の労務管理や人事異動に伴う職員研修等の負担の軽減、職員が実施する必要がある業務への再配置が可能となる。</p> <p>業務委託の導入により、経費の削減が見込め、中長期的にはイニシャルコストの平準化が図れるだけでなく、業務委託後の業務体制の再編により更なる経費削減の効果が生じる可能性がある。また、将来的には他の窓口業務を含めた業務委託を実施することで、スケールメリットによる効果が生じることが考えられる。</p>					
3. 継続して検討する業務					
「市民異動窓口」は、業務委託に向けた業務の切り分けや再編、法務局との調整を進め、「証明窓口等」の委託完了後に、委託の可否や効果について検討を進める。					
4. スケジュール					
H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
	①				
<p>①：業務委託開始【H31.4～】</p> <p>年度内に「郵送業務」、「証明書発行窓口業務、個人番号カード交付受付業務」の順に段階的に導入する。</p>					

(2) 介護認定業務（介護保険課）

本業務は、被保険者の申請に基づき、介護認定調査を行う業務である。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
介護認定業務は、一部業務について業務委託を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
新規の介護認定のための訪問調査は、介護保険法の改正により「指定市町村事務受託法人」への業務委託が可能であり、先進自治体では、当該法人へ一部業務を委託している。					
当該法人では、業務委託後も現状どおりのサービス提供が可能であり、今後、高齢化により訪問調査の対象者の増加が見込まれることから、安定した業務の実施に当たっては、当該法人への委託を活用していく必要がある。					
また、業務委託の導入により、経費の削減が見込める。					
3. スケジュール					
H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
		①			
①：一部業務委託開始【H32.4～】 緊急案件等の業務については、嘱託職員、臨時職員で対応していく。					

(3) 保育園給食調理業務（保育課）

本業務は、給食調理及び園舎清掃の業務であり、公立保育園（6園）、認定こども園（1園）で実施している。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
<p>全ての保育園で給食調理業務、園舎等清掃業務の業務委託を導入する方針とする。なお、2園（南原保育園、若草保育園）については、方向性の決定に先行して平成29年度から業務委託を導入した。</p>					
2. 判断理由					
<p>給食調理業務においては、多くの先進自治体で業務委託が導入されており、業務委託後も調理は保育園の調理室で行い、献立作成や食材調達も従来どおり市の栄養士が行うため、現状と変わらないサービスの提供が可能である。</p> <p>また、現在、嘱託職員・臨時職員の安定した確保が課題となっており、今後も同様の状況が継続していくことが予想される。業務委託の導入により、安定した給食調理業務の実施が可能であり、労務管理や事務処理等の間接的な業務の削減効果が見込める。</p>					
3. スケジュール					
H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①			②		
<p>①：1園業務委託開始【H30年度中】</p> <p>②：1園業務委託開始【H33.4～】</p>					

(4) 保育園修繕等（保育課）

本業務は、各保育園を巡回し、保育園舎、備品、遊具等の軽微な修繕を実施する業務である。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】
保育園修繕等業務は、業務委託を導入する方針とする。
2. 判断理由
本業務は、民間事業者で対応が可能な業務であり、業務委託により経費の削減が見込める。 順次、修繕等の業務委託を進め、最終的には全ての修繕業務を民間に委託する。
3. スケジュール
平成 36 年度以降に全ての修繕業務に民間活力を導入予定

(5) ごみ収集業務（循環型社会推進課）

(6) 小動物処理業務（循環型社会推進課）

本業務は、可燃ごみ収集業務やペットボトル・プラクル収集業務、粗大ごみ・剪定枝収集業務、不燃ごみ収集業務、小動物処理業務（収集、焼却等）、不法投棄への対応、パトロール、分別指導、福祉戸別収集等の業務である。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
<p>可燃ごみ収集業務やペットボトル・プラクル収集業務、粗大ごみ・剪定枝収集業務、小動物処理業務は、業務委託を導入する方針とする。</p> <p>なお、不燃ごみ収集業務については、方向性の決定に先行して平成 29 年度から業務委託を導入した。</p>					
2. 判断理由					
<p>既に多くの先進自治体で業務委託が実施されており、経費の削減が見込めるため、業務委託を進めていく。</p> <p>不法投棄への対応やパトロール、分別指導については、市民通報等の対応に機動性を発揮する必要性が高く、ごみ袋の開封調査や福祉戸別収集実施に当たっては、個人情報保護やプライバシーへの配慮等特別な事情があることから、当面直営を維持する。また、警察機関との連携や事件通報等、法令違反や犯罪行為への対応等に係る業務についても、当面直営を維持する。</p>					
3. 継続して検討する業務					
<p>業務委託の導入を進めるに当たっては、民間事業者の受け入れ態勢や市民サービスへの影響を見極めるとともに、年度ごとに職員体制との費用対効果を検証し、段階的に導入していく。また、廃棄物対策審議会の答申や社会情勢等を考慮した上で、より効率的・効果的な業務委託となるよう検討していくとともに、新たな業務が生じた場合は、民間活力の活用が可能であるか、業務の性質や費用対効果等を検証し、直営で実施する業務か民間委託する業務かを決定していく。</p>					
4. スケジュール					
H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
	①		②	③	
<p>①：業務委託開始（粗大ごみ・剪定枝収集業務、小動物処理業務）【H31. 4～】</p> <p>②：業務委託開始（ペットボトル・プラクル収集業務の一部）【H33. 4～】</p> <p>③：業務委託開始（可燃ごみ収集業務の一部）【H33～H35 年度の期間内に導入】</p>					

(7) 遠藤原最終処分場管理業務等（環境施設課）

本業務は、遠藤原最終処分場の管理や一般廃棄物（不燃物）の受け入れ、水処理施設運転管理受託者との連絡調整、旧環境事業センター敷地内の管理等の業務である。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】

遠藤原最終処分場管理業務等は、当面直営を維持する方針とする。

2. 判断理由

当施設は、一般廃棄物処理施設であることから、職員が常駐しなければならない施設であり、現在最低限の配置人数（正規職員 1 人、再任用職員 1 人）で運営している。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律 137）により一般廃棄物の処理責任が市にあることから、市が設置した一般廃棄物処理施設には市の職員を常駐させる必要があることによる。また、この考え方は、当該施設に係る指導監督権限を有する行政庁も同様の考え方を示している。

今後は正規職員や再任用職員に限定せず、嘱託職員を含めた運営体制に向けて検討を進める。

(8) 公園管理業務（みどり公園・水辺課）

本業務は、公園の維持管理業務（点検、軽微な補修や修繕、樹木せん定等）や緊急対応、要望・苦情対応等の業務である。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】					
公園管理業務は、当面直営を維持する方針とする。ただし、高麗山公園のレストハウス等については指定管理者制度を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
本業務の経費を試算した結果、業務委託等の導入による経費の削減は見込めない。また、直営では点検業務や補修業務、せん定業務等の各業務を一体で効率的に実施できるだけでなく、迅速な対応が可能である。					
3. スケジュール					
H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
		①			
①：指定管理者制度導入【H32.4～】 高麗山公園については、レストハウス等に加えて、公園部分の維持管理を含めた実施が可能であるか、平成 32 年度の導入に向けて、検討を進めていく。					

(9) 大会運営補助業務等（総合公園課）

本業務は、総合公園内スポーツ3施設へ誘致活動を行うとともに、施設利用方法に関して利用者に助言・指導を行う業務である。また、日頃からグラウンドや用具の点検整備を行っている。

なお、当施設は東京2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて施設の改修や事前キャンプ地としての対応が予定されている。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】
大会運営補助業務等は、当面直営を維持する方針とする。
2. 判断理由
当施設は市民がスポーツを「観る」楽しみを実現できる施設としての役割があり、現在の規模のプロスポーツや全国規模の大会等の誘致は、市が長年築いてきた信頼関係の上に成り立っており、マニュアル等で対応できない施設整備や現場での柔軟な対応が必要である。また、プロスポーツ等が誘致できているからこそ、施策や事業が成り立っている現状がある。 施設管理水準を低下させずに指定管理者制度を導入するには、詳細な仕組み作りが必要である。また、現状では経費の削減は見込めず、将来、指定管理者が変更となった場合には、これまで培ってきた管理運営方法や諸団体等との信頼関係が継続されないなどの懸念がある。
3. 継続して検討する業務
今後も引き続き、指定管理者制度の導入に向けた手法等の研究や情報収集し、東京2020年のオリンピック・パラリンピック後に導入に向けた検討を進めていく。また、これまで現場の中で引き継いできたノウハウ等を継承していくための仕組み作りを進めていく。

(10) 道路維持管理業務（道路管理課）

本業務は、パトロール業務や穴埋業務、甲蓋業務、舗装業務、豊田資材置場における業務であり、その他に、風水害時などの緊急対応を行っている。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
道路維持管理業務のうち、舗装や街路樹せん定、草刈り等の一部業務について、業務委託を導入する方針とする。また、資材置場については、将来的に常駐しない方針とする。					
2. 判断理由					
<p>現在、直営で実施している業務のうち、舗装や街路樹せん定、草刈り等における時間的な制約が緩やかな業務や定量的に集約が可能な業務は、一定規模にまとめて発注することで民間委託の受け皿の確保が可能であり、経費の削減が見込める。一方でパトロールの結果や要望に対して対応する業務については、その都度の発注となり割高となってしまうため、安全確保のための緊急性が求められる業務やパトロール等の危険回避の作業等と同様に当面は直営を維持していく。</p> <p>また、資材置場については、他自治体の状況や業務の実施体制を見直すことで、常駐せず業務を実施していくことが可能である。</p>					
3. 継続して検討する業務					
今後も継続して包括的民間委託等の先進事例を研究し、当面直営を維持するパトロール業務、穴埋業務、甲蓋業務、舗装業務についても、業務委託等が可能であるか市民への安全確保やサービスの質等の確保について、検証を進めていく。					
4. スケジュール					
H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
			①	②	
<p>①：一部業務委託開始【H33.4～】</p> <p>②：一部業務委託開始【H34.4～】</p> <p>業務委託は市民サービスへの影響が生じないかを検証しながら段階的に進めていく。</p>					

(1 1) 下水道管渠維持管理業務（下水道整備課）

本業務は、公共下水道、農業集落排水、河川及び排水路の維持管理を行う業務やポンプ場及び農業集落排水施設浄化センターの維持管理を行う業務である。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】
下水道管渠維持管理業務は、当面直営を維持する方針とする。
2. 判断理由
現在、直営で実施している業務は、委託自体は可能であるが、緊急的、又は小規模であるため業務が煩雑であり、個別の発注では費用が割高となり、現状では経費の削減が見込めない状況にある。 ポンプ場等の維持管理業務においては、施設の老朽化が進んでおり、委託の実施に当たっては、施設の状態調査が必要である。
3. 継続して検討する業務
公共下水道等の維持管理業務については、民間事業者と契約条件や金額、夜間・休日を含む突発的な作業、緊急時、風水害時の取り扱いについて協議するとともに、効率的かつ安価で業務委託するための条件等について、更なる検討を行い、導入の可否や費用対効果等の検証をしていく。 ポンプ場等の維持管理業務については、包括的民間委託の導入に向け、施設・機械設備の詳細調査、要求水準書を作成するための導入支援業務委託を実施していく。調査後は、結果を基に今後の維持管理をするための委託条件や費用を精査していく。また、ポンプ場における設備等に関する知識や技術を継承するため、施設・機械設備の取り扱い要領や運用マニュアルなどを整理していく。

(12) 学校用務業務（教育総務課）

本業務は、校務作業や事務の補助に関する業務、臨時的に校長や教頭、園長による直接指示のもとで従事する等の業務である。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】
<p>学校用務業務は、当面直営を維持する方針とする。</p> <p>なお、今後は正規職員2人体制である小学校、中学校においては、順次1人を嘱託職員又は再任用職員としていく（幼稚園は既に嘱託職員1人体制）。</p>
2. 判断理由
<p>校務作業は、地方交付税の積算を先進自治体が業務委託等により達成した経費水準とするトップランナー方式の対象業務であり、先進自治体において、業務委託が導入されている。</p> <p>本市の学校用務業務は、校務作業以外の教職員の事務の補助や保護者対応、地域との関わりなどの「教職員の負担軽減への対応業務」や「臨時的に校長や教頭、園長による直接指示のもとで従事する業務」を含んでいる。</p> <p>このことから、校務作業を業務委託しても校務作業以外の業務が残るため、正規職員を削減することができない。削減した場合には、教職員の負担が増加し、結果として子どもたちに対する教育の質の低下につながる懸念される。</p>
3. 継続して検討する業務
<p>現在、国では学校現場における業務の適正化に向けて、教職員をサポートする体制の検討が進められている。今後、国の施策の動向や効果を見定めた上で、本業務における「教員の負担軽減への対応業務」や「臨時的に校長や教頭、園長による直接指示のもとで従事する業務」等を担うべき職員の在り方を研究し、校務作業と校務作業以外の業務の切り分けに関して研究を進めることで、民間活力活用の導入の可否について検討していく。</p> <p>なお、研究に当たっては、学校現場の意向を踏まえながら、その影響や費用対効果等を検証していく。</p>

(13) 学校給食単独調理場業務（学校給食課）

本業務は単独調理場における給食調理等に関する業務であり、小学校7校で実施されている。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
全ての単独調理場で給食調理場業務の業務委託を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
<p>これまでの共同調理場における業務委託の実施状況から、単独調理場においても業務委託は可能であり、より高度な衛生管理、調理技術の質の高さや食物アレルギー対応等において、高度な運営が期待できる。</p> <p>また、献立作成や食材調達も従来どおり市の栄養士が行うため、現状と変わらないサービスの提供が可能であり、更なる食育の充実や労務管理、事務処理等の削減が図れるだけでなく、経費においても削減が見込める。</p>					
3. スケジュール					
H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①		②	③	④	
<p>①：1場業務委託開始【H30.4～】</p> <p>②：1場業務委託開始【H32.4～】</p> <p>③：1場業務委託開始【H33.4～】</p> <p>④：1場業務委託開始【H34.4～】</p>					

(14) 公民館修繕対応業務等（中央公民館）

本業務は、公民館施設の整備及び整備計画に関することや中央公民館の管理運営に関する業務や中央公民館大ホールの運営委託業者との調整、地区公民館の応急的な修繕対応等の業務である。

1. 民間活力活用の方性【当面直営】

中央公民館の施設の整備及び整備計画や管理運営に関する業務等は、当面直営を維持する方針とする。

2. 判断理由

本業務は、維持管理に当たっての修繕や業務委託の施工方法、見積りの精査、内容調整等であり、委託の管理業務が主業務となっているため業務委託はできない。そのため、業務委託が可能である地区公民館等の軽微な修繕のみを委託に出したとしても経費の削減は見込めない。

また、本市のような社会教育施設としての位置付けでは指定管理者制度の導入ができないため、公民館に指定管理者制度を導入するには、施設の位置付けそのものを変更する必要がある。

当面は、施設の維持管理や耐震改修、修繕計画等の対応可能な職員の配置が必要である。

(15) 図書館業務（中央図書館）

＜中央図書館＞

本業務は、中央図書館の貸出室やこども室等のカウンター業務（貸出・返却等）や書庫の返本作業、書架整理、レファレンス、各種事業、施設管理等の業務である。

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
中央図書館へ窓口業務委託を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
窓口業務については、業務委託の導入により、民間ノウハウの活用による市民サービスの向上や嘱託職員の労務管理、人事異動に伴う職員研修等の負担の軽減、職員が実施する必要がある業務への再配置が可能であり、経費においても削減が見込める。					
3. 継続して検討する業務					
指定管理者制度の導入に当たっては、施設の老朽化が課題であり、当面は施設管理を含めた導入は難しい状況にある。平成30年度に本市の図書館サービス方針を策定する予定であり、将来の指定管理者制度の導入についても、方針策定の中で検討していく。					
4. スケジュール					
H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		①			
①：中央図書館への窓口業務委託開始【H32.4～】 今後は、より効果的な業務委託となるよう更なる業務の切り分けを進め、平成32年度からの業務委託の導入に向けて準備をしていく。また、直営を維持する業務についても、平成31年3月までに業務分担や土日等の業務体制等を見直すなど、効率的な業務体制への再編に向けて、業務ごとに必要な人工数を整理し、必要とする職員数の精査を行う。 なお、窓口業務委託後は、地区図書館への指定管理者制度導入の検討状況を踏まえた職員体制としていく。					

<地区図書館>

本業務は、地区図書館のカウンター業務（貸出・返却等）や書庫の返本作業、書架整理、レファレンス、各種事業、施設管理等の業務である

1. 民間活力活用の方向性【業務委託等】					
地区図書館（3館）へ指定管理者制度を導入する方針とする。					
2. 判断理由					
<p>指定管理者制度の導入に当たっては、開館日数や開館時間の延長といった利便性の向上や民間事業者のノウハウを活かした独自企画の展開による利用者の満足度の向上など、図書館利用者の増加につながる効果が期待できる。</p> <p>施設運営においては、3館を同一の指定管理者とすることで利用状況に応じた人員配置が可能となり、本市以外の図書館での勤務経験等を持った職員の配置が可能となることから、新たな視点によるサービスの向上が期待できる。</p> <p>また、経費においても削減が見込めるとともに、複数館を同一の指定管理者が運営することで、人員配置の柔軟性は高まり、経費の削減が大きくなる可能性がある。</p>					
3. スケジュール					
H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
				①	
<p>①：地区図書館への指定管理者制度導入【H34.4～】</p> <p>今後は、更なる業務の切り分けを進め、平成34年度の指定管理者制度の導入に向けて、仕様や条件等を検討していく。また、指定管理者制度に移行しない業務については、効率的な業務体制となるよう、中央図書館業務を含めた形で再編し、整理を進めていく。</p>					

(16) 移動図書館業務（中央図書館）

本業務は、図書館へ来館出来ない人へのサービスとして、市内 15 のステーションへ 2 週間ごとに巡回をしている。また、幼稚園、保育園などの希望する施設へ移動図書館車で出向く出前図書館の実施、団体貸出や郵送貸出サービスの取りまとめ等を行っている。

1. 民間活力活用の方向性【当面直営】
移動図書館業務は、直営を維持するが、早急に必要性を検討する。
2. 判断理由
本業務は、単独で業務委託等を導入しても経費の削減が見込めないため、直営を維持するが、業務開始当初から社会情勢や地区図書館の設置状況、公共交通機関等の移動手段等が変化しているため、早急に必要性を検討する必要がある。
3. 継続して検討する業務
図書館へ来館が出来ない市民へのサービスの手法について、現状の利用状況や課題の把握、費用対効果等からその在り方を見直す必要がある。 平成 30 年度に本業務の在り方を検討し、今後の方針を決定し、平成 31 年度以降に見直しに向けた取組を進めるが、見直しの結果、業務を継続することとなった場合には、中央図書館の窓口業務等と合わせて業務委託等を検討する。

6 今後の見直しについて

民間活力を活用する方針とした業務は、本検討結果に基づき、所管課が主体となって、業務委託等の導入に向けた取組を進める。

ただし、指定管理者制度など、段階的に準備を進めていく業務については、平成 30 年度から実施計画事業として位置付け、導入の取組を進める。

当面直営とした業務は、引き続き先進自治体の実施状況や取組等を注視し、今後も社会情勢の変化や国の制度などにより、本市を取り巻く環境の変化が予想されることから、一定期間経過後に改めて業務委託等の導入の可否について検討する。

以 上